

地区計画の変更原案の概要

1 市谷本村町・加賀町地区地区計画

※_____は、変更箇所を示す。

名 称		市谷本村町・加賀町地区地区計画		
位 置		新宿区市谷田町一丁目、市谷本村町、市谷砂土原町一丁目、市谷左内町、市谷加賀町一丁目、市谷加賀町二丁目、市谷長延寺町、市谷鷹匠町、納戸町及び市谷薬王寺町各地内		
事 項		旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第 <u>7</u> 号から第 <u>8</u> 号の一に該当する営業の用に供する建築物。 2 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第 <u>4</u> 号から第 <u>5</u> 号の一に該当する営業の用に供する建築物。 2 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正に伴う変更

2 大久保三丁目西地区地区計画

※_____は、変更箇所を示す。

名 称		大久保三丁目西地区地区計画		
位 置		新宿区百人町二丁目及び大久保三丁目各地内		
事 項		旧	新	摘要
地区整備計画	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第 <u>7</u> 号及び第 <u>8</u> 号の一に該当する営業の用に供する建築物。 2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第 <u>4</u> 号及び第 <u>5</u> 号の一に該当する営業の用に供する建築物。 2) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の一部改正に伴う変更